

～仲間づくり、健康づくり、地域みんなで始めよう～

「甲州市高齢者等通いの場 整備及び運営補助金」のご案内

高齢者の社会参加、生きがいつくり、健康保持等を行い、できるだけ元気でその人らしく暮らせるよう、介護予防に資する「通いの場」を運営する住民団体等へ補助金を交付します。



■通いの場とは

地域の高齢者等住民同士が気軽に集い、介護予防に資する交流活動を、地域住民等が実施主体となり実践する拠点のことをいいます。

人と人が知り合い、ふれあい
・助け合いが生まれる場

誰もが気軽に参加できる場

高齢者の多様な活躍の場

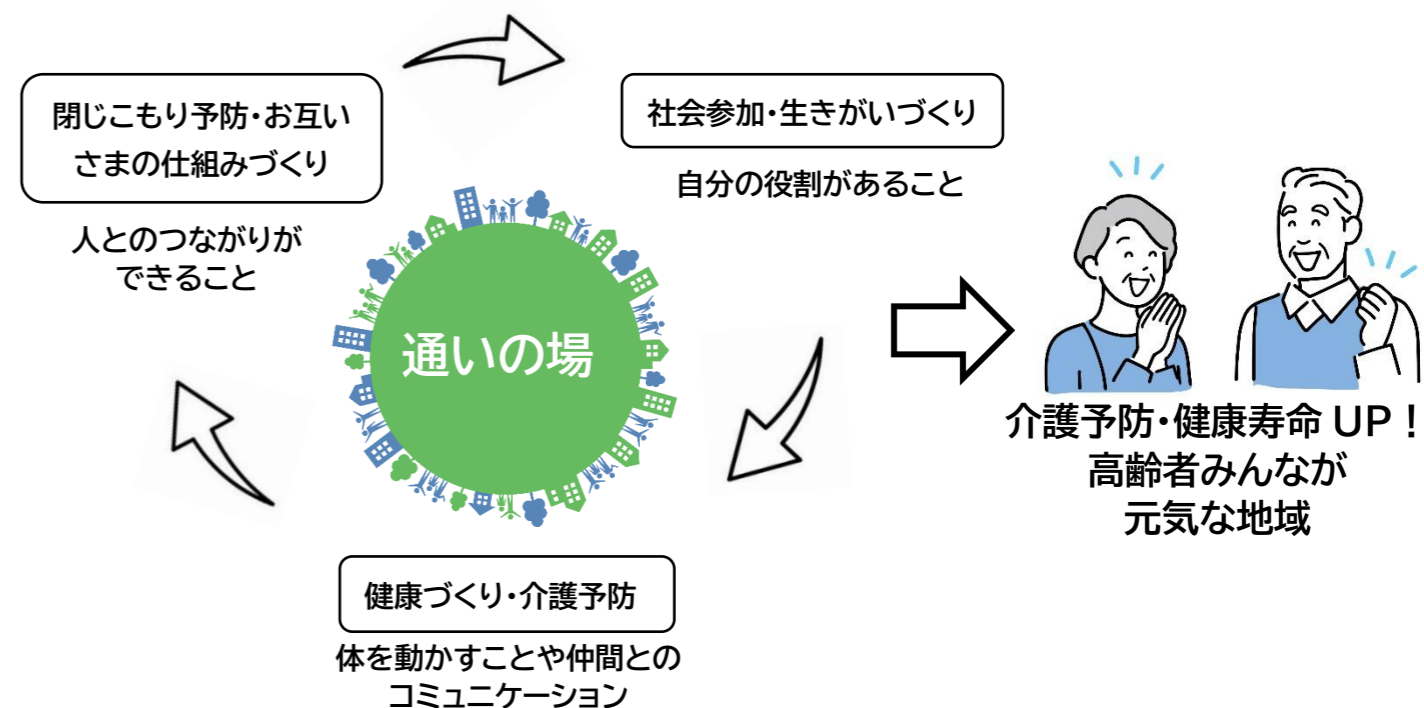
〈問い合わせ先・申し込み先〉

甲州市役所 介護支援課 高齢者支援担当 TEL0553-34-5434

■通いの場の内容

・体操などの運動 ・茶話会 ・レクリエーション など
また、年に 1 回は「栄養改善」「口腔ケア」「認知症予防」などの「市が提案する心身機能の維持向上を目指した介護予防の取り組み」を実施してください。

通いの場があるとどんな効果が？



補助の要件.....

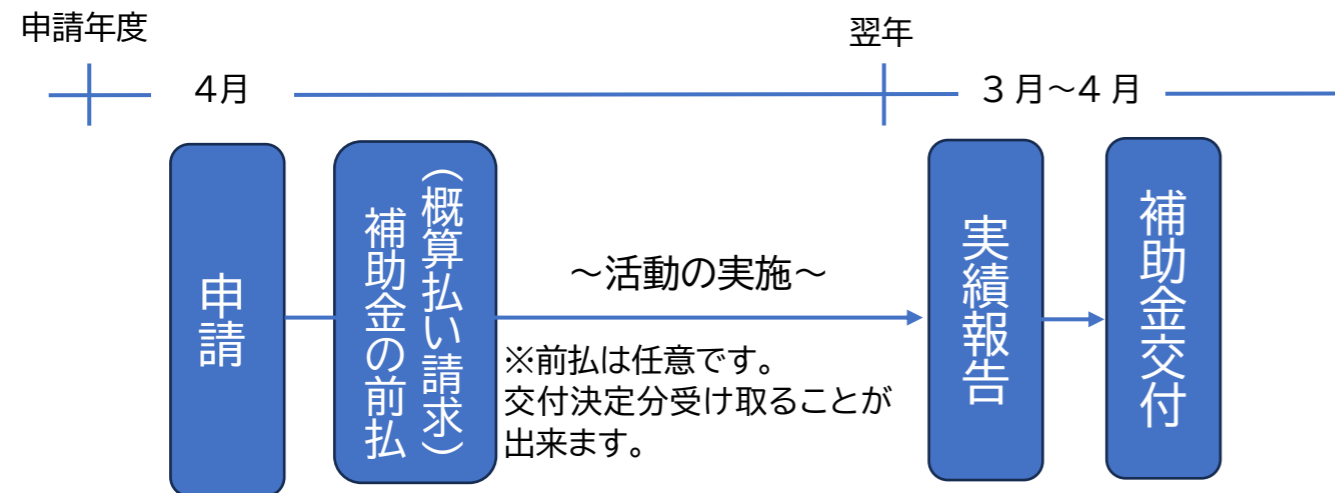
- ①補助対象者は、通いの場を整備又は運営する団体（住民個人/自治会/ボランティアグループ/NPO 法人/民間企業など）
- ②代表者を含めて市民 3 人以上の構成員であり、かつ、参加予定者の半数以上が 65 歳以上であること
- ③通いの場を1月1回以上開催することを基本とし、年間概ね 10 回以上開催すること
- ④1 回につき 1 時間 30 分以上実施すること
- ⑤市内の屋内施設（集会場、個人宅、事業所の空きスペース等）で開催すること
※ただし、活動内容により、公園等の屋外で開催も可能
- ⑥活動内容は、参加者が限定される特定の活動に偏らず、誰もが参加できるように配慮されていること
- ⑦営利若しくは政治活動又は宗教活動を目的とする活動は対象外
- ⑧他の補助金と重複しないこと

補助金額

*通いの場運営事業 開催1回につき、上限2,000円 年間52回まで
食料費/報償費/消耗品費/保険料/通信運搬費/印刷費/会議経費/材料費が対象となります。

*通いの場整備事業 上限50,000円(1団体につき初年度のみ)
体温計、CDラジカセ、などの備品購入費が対象となります。

申請から補助金交付までの流れ(4月申請の場合)



立ち上げのポイント

1. まずは仲間を集めましょう

1人でやろうとすると負担が大きくなってしまいますので、志を同じくする仲間を集め取り組みましょう。例えば、地域の盛り上げ役や温かい雰囲気づくりができる方など、気軽に呼びかけてみましょう。

2. どのような「通いの場」にするか話し合しましょう

定期的集まってお話をするだけでも、介護予防の効果があります。四季折々のイベントや、世代間交流など地域の特色を活かした取り組みも良いかと思えます。

特に、それぞれが自分のできることを発揮して、みんなで役割を持ちながら活動することが大切です。

3. 集まる日を決めましょう

できるだけ定期的開催できるよう開催回数を決めましょう。月に1~2回からはじめ、介護予防の効果が高い週1回の開催を目指しましょう。

4. 集まりやすい場所を決めましょう

誰でも気軽に安心して寄り集まれる場所を探します。高齢者の安全に配慮し、自分たちの活動にあった場所を活動拠点としましょう。

例えば...

公民館や集会所/個人宅/空き家の活用/店舗や事業所の一角など

5. 参加料等を決めましょう

会場使用料や講師料、物作りの材料費などの企画にかかるお金など、運営するための資金が必要な場合があります。

そのような場合は、参加費・利用料として参加者にも実費分のみ負担してもらったり、寄附金などにより、資金調達することが可能です。

「通いの場」の秘訣!

集まった仲間たちと一緒に楽しむことが一番のポイントです。みんなですから楽しい時間になります。また、笑顔あふれるところに人は集まってきます。

一方で、大勢の中で何もしなくても、一人でいても心地よい「居場所」をつくっていくことも大切と考えます。

一人ひとりが「お互いさま」の関係でつながり合いながら、困っているときは自分から「助けて」と言える関係を築くことで、安心していきいきと暮らせる豊かな地域につながります。



身近な場所で、みんなが集える「通いの場」づくりを始めてみませんか。
お気軽にご相談ください。

事業の詳細を市ホームページに掲載しています。是非ご覧ください。

URL <https://www.city.koshu.yamanashi.jp/docs/2025031400016/>

